

令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 6 号）

令和 7 年 9 月 24 日(水)午前 10 時開議

第 1 諸般の報告

議員派遣の結果について

第 2 認定第 1 号から認定第 7 号まで及び議案第 47 号から議案第 55 号まで並
びに請願第 1 号及び請願第 2 号

(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

第 3 議員派遣の件

令和7年9月2日

広報広聴協議会広聴部会長 富田えいじ

議員派遣結果報告書

令和7年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 件名

広報広聴協議会広聴部会出張アンケート

2 目的

市民の意見聴取のため

3 派遣場所及び日時

下記のとおり

派遣場所	日時
南小校区共生ステーション (南小校区夏祭り)	令和7年8月23日(土) 午後5時から午後6時30分まで
ピアゴパワー長久手南店駐車場 (いちサマ)	令和7年8月30日(土) 午後6時から午後7時30分まで

4 派遣議員

(1) 南小校区共生ステーション

富田えいじ 木村さゆり 岡崎つよし

(2) ピアゴパワー長久手南店駐車場

おくだけんじ にしだ亮太 伊藤真規子 大島令子

5 概要

シール形式でのアンケート

6 所感

令和6年7月に続き、南小校区夏祭りと「いちサマ」にてシール式でのアンケートを行った。

議会側から多くの市民が集まるイベント会場へ出向くことは、市議会の活動等の認知にも繋がると考え、広聴部会として多くの来場者が見込まれる市内2か所の夏まつりでアンケートを実施した。市議会の「のぼり」を立てながら、積極的に部会員から市民に話しかけ、南小校区夏祭り147名、いちサマ156名、計303名から回答をいただいた。市民の方は、どの会場でもアンケー

ト調査に協力的であり、対話型で気軽に参加できることが最大のメリットであるが、課題もあった。例えば、回答項目の「子ども・子育て」について、具体的に何が市民にとって「子ども・子育て」なのか。これを明確にした回答項目にすると、より市民の意見が反映されると感じた。

今回のアンケート調査の結果については、現在開催の準備を進めている議会報告会にて報告する。

議員派遣の件

令和7年9月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第13回長久手市議会議会報告会

1 目的

議会活動の報告

2 派遣場所

南小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション

3 期間

令和8年1月24日（土）

4 派遣議員

全議員

令和7年度 市議会年間会期日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程(案)				第3回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期21日間(第2回定例会)	月	日付	曜日	会期27日間
4月	26	土		8月	2	土	
	27	日			3	日	
	28	月			4	月	
	29	火			5	火	
	30	水	10:00 正副二役打合せ		6	水	
5月	1	木	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明		7	木	10:00 正副二役打合せ
	2	金			8	金	
	3	土			9	土	
	4	日			10	日	
	5	月			11	月	
	6	火			12	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	水			13	水	
	8	木	10:00 臨時会		14	木	
	9	金	予備日		15	金	
	10	土			16	土	
	11	日			17	日	
	12	月			18	月	
	13	火			19	火	
	14	水			20	水	通告受付
	15	木			21	木	通告締切り
6月	16	金	10:00 正副二役打合せ		22	金	
	17	土			23	土	
	18	日			24	日	
	19	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明		25	月	10:00 議会運営委員会
	20	火			26	火	
	21	水			27	水	
	22	木			28	木	
	23	金			29	金	10:00 開会日
	24	土			30	土	
	25	日			31	日	
	26	月	通告受付	9月	1	月	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	27	火	通告締切り		2	火	休会日
	28	水			3	水	9:30 常任委員会
	29	木	10:00 議会運営委員会		4	木	9:30 常任委員会
	30	金			5	金	9:30 常任委員会
	31	土			6	土	
7月	1	日			7	日	
	2	月			8	月	9:30 常任委員会
	3	火			9	火	予備日
	4	水			10	水	9:30 一般質問
	5	木			11	木	9:30 一般質問
	6	金	10:00 開会日		12	金	9:30 一般質問
	7	土			13	土	
	8	日			14	日	
	9	月	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会		15	月	
	10	火	休会日		16	火	予備日
	11	水	9:30 常任委員会		17	水	9:30 予算決算委員会
	12	木	9:30 常任委員会		18	木	予備日
	13	金	予備日		19	金	10:00 議会運営委員会
	14	土			20	土	
	15	日			21	日	
	16	月	9:30 一般質問		22	月	休会日
	17	火	9:30 一般質問		23	火	
	18	水	9:30 一般質問		24	水	10:00 閉会日
	19	木	予備日		25	木	
	20	金	9:30 予算決算委員会		26	金	
	21	土			27	土	
	22	日			28	日	
	23	月	予備日				
	24	火	10:00 議会運営委員会				
	25	水	休会日				
	26	木	10:00 閉会日				
	27	金					

第4回定期会会期日程（案）

月	日付	曜日	会期21日間
11月	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	
	6	木	10:00 正副二役打合せ
	7	金	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	
	12	水	
	13	木	通告受付
	14	金	通告締切り
	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	
	19	水	10:00 議会運営委員会
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	10:00 開会日
	26	水	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	27	木	休会日
	28	金	9:30 常任委員会
	29	土	
	30	日	
12月	1	月	9:30 常任委員会
	2	火	予備日
	3	水	9:30 一般質問
	4	木	9:30 一般質問
	5	金	9:30 一般質問
	6	土	
	7	日	
	8	月	予備日
	9	火	9:30 予算決算委員会
	10	水	予備日
	11	木	10:00 議会運営委員会
	12	金	休会日
	13	土	
	14	日	
	15	月	10:00 閉会日
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	

第1回定期会会期日程（案）

月	日付	曜日	会期27日間
2月	1	日	
	2	月	10:00 正副二役打合せ
	3	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	通告受付
	10	火	通告締切り
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	
	17	火	10:00 議会運営委員会
	18	水	
	19	木	10:00 開会日
	20	金	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	9:30 常任委員会
	25	水	9:30 常任委員会
	26	木	9:30 常任委員会
	27	金	9:30 常任委員会
	28	土	
3月	1	日	
	2	月	予備日
	3	火	9:30 一般質問
	4	水	9:30 一般質問
	5	木	9:30 一般質問
	6	金	休会日
	7	土	
	8	日	
	9	月	予備日
	10	火	休会日
	11	水	9:30 予算決算委員会
	12	木	予備日
	13	金	10:00 議会運営委員会
	14	土	
	15	日	
	16	月	休会日
	17	火	10:00 閉会日
	18	水	
	19	木	

※定期会及び臨時会の会期日程については、あくまでも（案）です。

各定期会（臨時会）の一つ前の定期会における2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

令和7年第3回長久手市議会定例会
陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 8月20日	議会運営 委員会	公共施設内での労組加入、政党 機関紙の勧誘等に関する調査及 び是正を求める陳情	愛知県名古屋市北区 [REDACTED] [REDACTED] 自治体職員をハラスメ ントから守る愛知県民 の会 代表 [REDACTED]	

写

令和7年8月20日

長久手市議会議長
山田 かずひこ様

愛知県名古屋市北区

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会
代表 [REDACTED]

自治労と自治労連から国民を守る党
代表 [REDACTED]
事務局長 [REDACTED]

公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

〈陳情理由〉

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、愛知県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、6市町村で採択されるなど大きな改善が見られました。

しかしながら、職員が望まない形で支出を行わざるを得ない事例は、政党機関紙に限らず、特定労働組合（例：自治労、自治労連）への加入・継続に関しても同様に報告されています。そこで今回は「自治労と自治労連から国民を守る党」と連名で陳情を行い、特定労組への加入・継続および政党機関紙の購読勧誘に関する二つの問題について、改善を強く求めるものです（添付資料参照）。

第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。

自治労、自治労連があわせて全国平均 70%以上の高い加入率（2023 年時点）を維持しているなど、長久手市では労働組合に 239 人が加入しているとの調査（厚労省 2023 年）があります。加入後は、給与の約 2%（平均月額 4000～6000 円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20 年在籍すれば約 120 万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。

しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。

加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。



第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国 33 自治体で調査が実施されましたが、平均して 57 % の管理職が「心理的圧を感じた」と回答しました。例えば、令和 6 年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の 79 % が「心理的圧を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続いている」との声があります。山形市調査（令和 7 年）では心理的圧力を受けて購読した 19 人のうち、18 人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか 1 人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85 もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和 2 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国 121 自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体にお願い申し上げます。

＜陳情項目＞

- ① 自治労、自治労連等の労働組合（職員組合）に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ② 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ③ 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。

職員団体（労働組合）への加入実態と課題

新任職員が組合加入を断るのは難しい 自治体職員の声より

職員の声と法的観点から考える自由な職場環境

地方公務員の労働組合への加入は完全に任意です

この事は地方公務員の基本的権利として法律・制度で保障されています。

地方公務員法の規定: 地方公務員は「職員団体（労働組合）を結成することもしないことも、加入することもしないことも自由」であり、組合加入を強制することは許されません。また、一旦加入しても脱退の自由が保障され、組合規約で脱退を禁止・制限することもできません。（地方公務員法第52条の解釈）

不当労働行為の禁止: 使用者（自治体）は労働組合への加入・非加入を理由に職員を差別してはならず、「組合に入らなければ昇任できない」「組合を抜けたら不利益を被る」などを示唆することは、労働組合法上の不当労働行為に当たります（公営企業職員等に直接適用、一般行政職員にも同趣旨が準用）。労働組合法第7条は、組合に加入しないことや脱退を雇用条件とする契約（黄犬契約）を禁じており、公務職場でも加入・脱退は本人の自由意志に委ねられています。

オープンショップ制: 民間企業では、新規雇用された従業員が一定期間内に労働組合に加入しなければならないユニオンショップ制が認められる場合がありますが、自治体職員は任意加入（オープンショップ制）であり、加入・非加入は完全に自由です。

自治体職員の声、実体験に基づく報告

本来、職員団体（労働組合）への加入・脱退は自由な個人の権利であるはずです。しかし現場からは、以下のような声が数多く寄せられています。

- ①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書にその場で署名・提出させられた」
- ②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝しはじめた」
- ③「脱退を申し出たが、中央委員会で不承認となり、脱退意志が拒否された」
- ④「採用当初、労働組合への加入はしませんでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐待に合い、不本意ながら加入してしまいました」
- ⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」
- ⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

これらの「職員の声」の詳細はこちら

<https://x.gd/wO7Pf>



私は給与からの組合費天引きに納得できず「辞めさせてほしい」と頼みましたが話がかみ合わず、辞められずに諦めた経験があります。自治労幹部が私を説得する際に、「組合に加入しないのは、人としておかしい」と人格否定され、とても嫌な思いをしました。

「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのさ。その果実を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」（自治労幹部の発言より）

出典：元自治体職員のブログ <https://toraimual.com/page14/bid-451799>

加入しない選択肢とその影響

観点	組合加入者	組合非加入者
昇進・異動	差なし	差なし
福利厚生	組合独自制度あり	利用不可
経済負担	毎月 4～6 千円 引き落とし	負担なし
活動負担	活動依頼がある	活動依頼なし
心理的圧力	圧力を受けにくい	圧力・孤立の可能性あり

職員アンケートによる実態把握の必要性

自治体内の職員の声を正しく把握し、公正で自由な職場環境を実現するためには、全職員を対象とした匿名・任意回答のアンケートによる客観的な実態調査が有効です。特に「本人の意思に反した加入・継続」を防止するため、以下の点を確認する必要があります。

- 入庁時に組合加入を勧められる際、活動内容・費用・任意加入であることが十分に説明されたか。
- 脱退の意思表示がしやすい環境が整っているか。職員への心理的圧力に当たるような引き止め説得がないか。
- 組合に所属しないことで、不利益や心理的圧力を受けていないか。

職員アンケートの実施例

実態把握の第一歩として
匿名アンケートの実施を提案します。

職員団体（労働組合）に関するアンケート（例）

- ① 職員団体（労働組合）に加入する際、活動内容や費用負担、加入・非加入は任意である点について説明を受けましたか？ 未加入の方は勧誘時の状況についてお答えください。
- はい（十分に説明があった） いいえ（説明が不十分、又はなかった）
 覚えていない 案内や勧誘を受けたことがない
- ② 毎月の組合費の支払いについて、どのように感じますか？
- 負担は感じない やや負担に感じる 強く負担に感じる わからない
- ③ 職員団体（労働組合）の活動で良いと感じたことをお答えください（複数回答可）
- 給与・待遇が良くなった 相談できる窓口がある 休暇や勤務時間が改善した
 職場環境が良くなかった 福利厚生を利用できた 交流や研修の機会があった
 特に良いと感じたことはない わからない
- ④ 職員団体（労働組合）の加入・活動に関する職場環境について、近いものを選んでください。
- 加入・非加入を自由に選べる雰囲気がある 加入を断りにくい雰囲気がある
 加入や活動に関する説明が不十分 わからない
- ⑤ 自由記述欄（労働組合や職場環境についてご意見や実体験など自由にお書きください）

（！）アンケート実施にあたっての留意事項

アンケートの目的は、職員の良好な職場環境を把握・改善することにあり、個人の組合加入・脱退状況や政治的信条を特定することがあってはなりません。そのため、すべて匿名で実施し、回答内容が個人や部署に結び付けられない形式とすることが不可欠です。

なお、2012年に大阪市が実施した職員アンケートでは、氏名・所属を記入させた記名式の形式で組合加入状況を把握できる内容を含んだため、大阪府労働委員会より「不当労働行為」に該当すると認定されました。

一方で、各自治体で近年実施されているハラスメント調査等では、任意回答・無記名方式や、電子申請システムを用いた完全匿名化などにより、適法かつ安全に実施されています。本アンケートにおいても同様の配慮を徹底することで、問題なく実施可能と考えられます。

自治労・自治労連の政治的立場と説明責任

自治労は日本労働組合総連合会（連合）に加盟し、立憲民主党と政策協定や推薦関係を結び、組織内候補を擁立・支援しています【自治労公式サイト】

自治労連は全国労働組合総連合（全労連）に加盟し、日本共産党と政策的に一致する課題（憲法改正反対、民営化反対など）を推進しています【自治労連公式サイト】

例えば自治労は、組合員に対し選挙で「組織内応援候補に一人一票以上を」と呼び掛けています。こうした政治活動や選挙活動への呼び掛けについては、新任職員が「労働組合加入・非加入」を判断する際に十分説明されるべきです。説明を欠けば、政治的中立性に疑惑が生まれたり、職員の思想・信条の自由を損なうおそれがあります。

参議院選挙における自治労・自治労連による選挙活動例

■自治労中央執行委員長「組合員は組織内候補へ一人一票以上を」

自治労公式ウェブサイトより https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th_san_result/

- 7月20日、第27回参議院議員選挙の投開票が行われ、自治労組織内の「岸まきこ」（立憲民主党）は、再度、比例代表の議席を確保することができた。
- 選挙区では、「吉田ただとも」（組織内／大分）、「森本しんじ」（政策協力／広島）は議席を獲得し、「富永あけみ」（組織内／佐賀）は議席獲得に至らなかったものの、国政の場に組織内・政策協力議員を送り出し自治労の政治的影響力を一定維持できた。
- 参議院選挙は、まさに組織力、結集力が問われる選挙戦であり、「組合員1人1票以上」との基本目標を掲げ取り組みを展開した。
- 「中道・リベラル」勢力の拡大にむけ、尽力していく決意であり、単組・県本部、組合員の皆さんとのより一層の結集をお願いする。

■京都自治労連委員長「共産党と共産党候補にぜひ支援を」

日本共産党公式ホームページより https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504_04_0.html

- 日本共産党の井上さとし参院比例候補と、倉林明子京都選挙区候補は4日朝、京都府庁前と京都市役所前で、出勤する自治体職員らに支援をよびかけました。
- 京都自治労連の福島功委員長は、倉林候補が公務災害認定に尽力したことなどを強調し「公務・公共拡充を掲げる共産党と倉林候補にぜひ支援を」と語りました。

資料作成：自治労と自治労連から国民を守る党

事務局長 小澤正人 電話番号 090-5116-7678

E-mail: bwizoz1975@gmail.com URL: <https://j-j-j-j.com/>

お気軽にお問合せください

※本資料PDFは右QRコードから
ダウンロード頂けます。



《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情等採択85自治体、調査実施33自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧を感じた」

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケート
の結果と分析（2～6頁）

討議資料②

庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ
各自治体・議会対応（7～10頁）

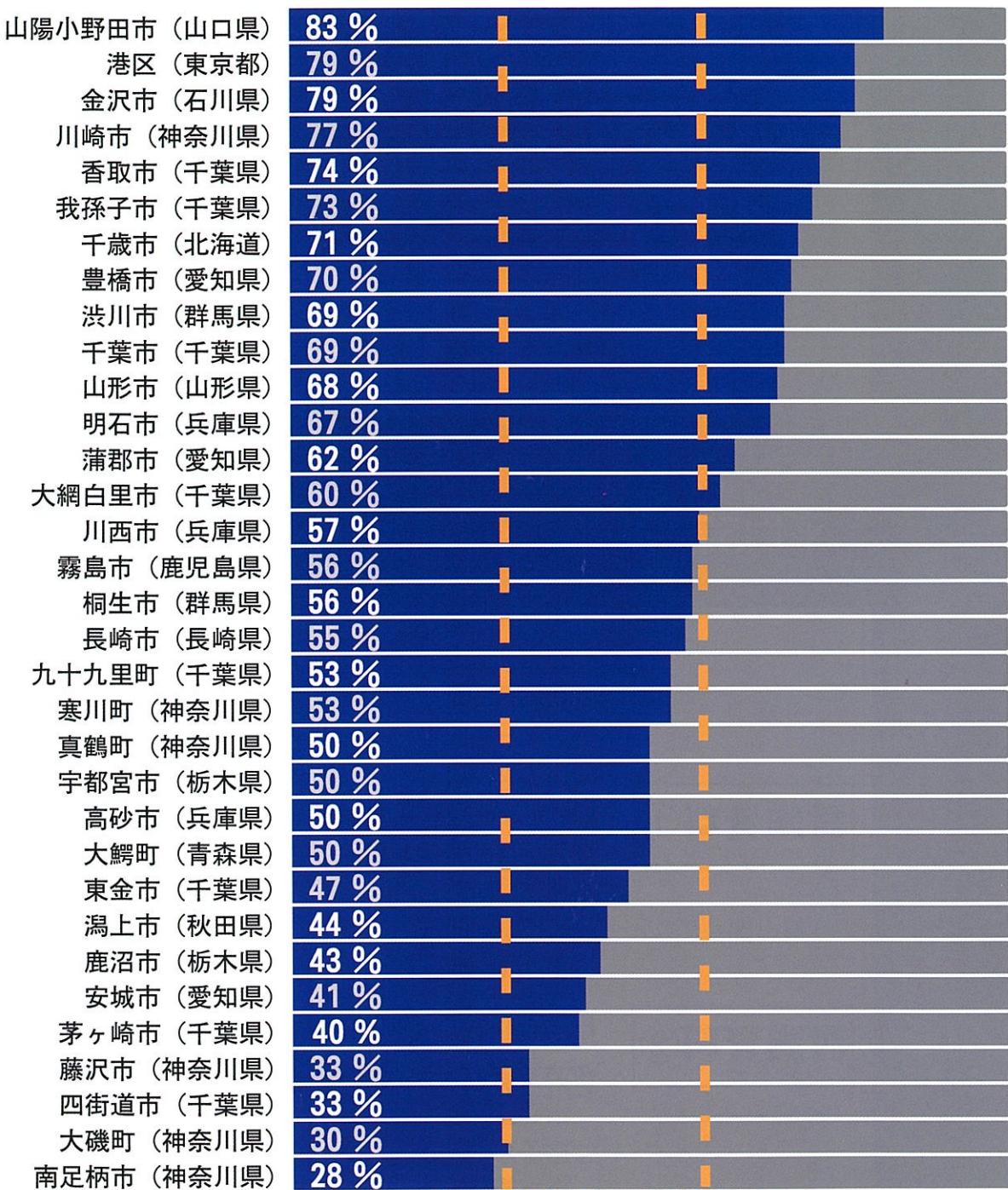
討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念す
る報道 及び 住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧を感じた」割合

33自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧を感じた」



ほぼ3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも33の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧を感じていた」。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」と感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



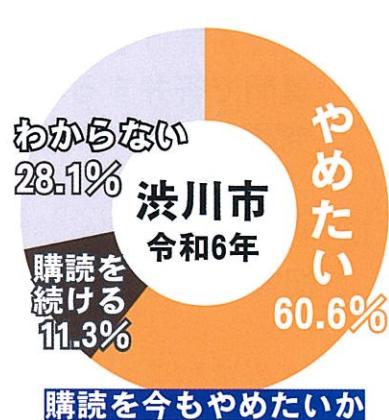
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものをお掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しがにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。



山形市では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している（した）全ての機関紙について、契約行為を行った（1紙のみ購読の場合を含む）	購読している（した）全ての機関紙について、契約行為を行ったことはない（1紙のみ購読の場合を含む）	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった。また、契約期間が定められていたと答えた職員は0人だった。心理的圧力をうけて購読したもの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他（自由記述）となっていた。他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。** 管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないか、と考える管理職もいる。
- ② **勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。** 議員が人事異動をいちはやすく把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる。** 議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場。** 私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査 令和6年10月実施(区職員348人が回答)より職員の声抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が [] 議員から私費で新聞「[]」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

[] の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

[] のさんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

[] は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費を感じていた。
- ▶購買しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に關するアンケート調査の実例

(東京都港区)

千葉県
市

「政黨機関紙の庁舎内勧誘行為に係する職員アンケート結果」

N o. 1 本区議会議員から政党機関紙の勧誘を受けたことがありますか。

■ある 61人 = ない 6人

N o. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

② 部長級 0人 ■ 課長級 30人 = 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 駄誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 感じた。 48人 感じなかつた。 13人

No.	意 見 要 点	意見数
1	個人情報や秘匿情報の保護の観点から、自由に情報富 内に入室し、報酬や配達することは是正すべき、 報酬をやめたいと思っているが、言い出せすぐめられ ない。	1 2
2	報酬を断ることや解約することは、心理的な負担が大 きい。報酬額は強制的了解のうやうがを感じる。	1 0
3	会員登録の動機や報酬、集金は、やめるべき、禁止す るべきである。	8
4	区として且、統一的に契約解除を申し入れ、その上 で、連絡希望者は原則に申込むようにして欲しい。 今後はそれ対応への影響や関係者の懸念を懸念し、隣 接する会員へも影響を及ぼさないよう対応して欲しい。	7
5	本件調査が実施されたことを踏まえ、公信力の立証性、 公正性等の観点から、 本件調査が実施されたことについて現状を把握するため、 本件調査が実施されたことについて現状を把握するため、	6
6	6	

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

政黨機関紙の購読動向に關するアンケート調査結果

N o. 1 本区議会議員から政党機関紙の勧誘を受けたことがありますか。

■ある 61人 = ない 6人

N o. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

② 部長級 0人 ■ 課長級 30人 = 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 駄誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 感じた。 48人 感じなかつた。 13人

聞2		感じた	感じない	未回答
377人	69.0%	159人	29.1%	10人

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

政黨機関紙の購読動向に關するアンケート調査結果

N o. 1 本区議会議員から政党機関紙の勧誘を受けたことがありますか。

■ある 61人 = ない 6人

N o. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

② 部長級 0人 ■ 課長級 30人 = 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 駄誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 感じた。 48人 感じなかつた。 13人

聞2		感じた	感じない	未回答
377人	69.0%	159人	29.1%	10人

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならぬものと定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として、地方公共団体の措置義務が根柢の一つとなっているものと考えられます。

別添2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

（図表）総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

＜関連法案、厚生労働省指針＞

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

滋賀県 湖南市議会における決議文（令和7年6月議会）

公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議

近年、全国各市区町村の公共施設内で政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることや、特に議員等に勧誘されたことで「購読しなければならない、断りにくい」といった心理的圧力を感じている職員の存在等が問題になっている。

中には、庁舎内での政党機関紙勧誘に対し調査や自粛等を求めた陳情を議会が採択した自治体や、庁舎内での政党機関紙をはじめとした物品に絡む勧誘などの行為を禁止した自治体も存在する。

令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点等からも庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられ、この流れは今後も全国的に進んでいくものと考えられる。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内等で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然である。政党機関紙の購読自体は個人の自由であり制限されるべきものではないが、公共施設の敷地内においては、政治的中立性・公平性・公正性への疑義を持たれぬよう努めることが当然必要である。

このような背景を踏まえ、湖南市においても、公共施設内の政党機関紙の勧誘等に関する現状の把握とルールを明確にし、公共施設内の政治的中立性を守っていただくとともに、購読を望まない職員が意に反して新規に契約したり現在の契約を継続することのない環境作りを行うことを強く求め、下記事項についてここに決議する。

記

1. 市職員の政党機関紙各紙の購読状況や勧誘実態について調査すること。
2. 調査の際は、勧誘等の際に議員等からの圧力や心理的強制について疑われる事例がないか、職員に寄り添った内容や方法で行うこと。
3. 問題があった場合は、調査結果の公開及び是正処置等の対応や指導を行うこと。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年6月現在
121自治体

ハラスメント防止条例の事例の一つとして、千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議會議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。**その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘／購読の強要」の訴えがあった。**

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくださいました。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

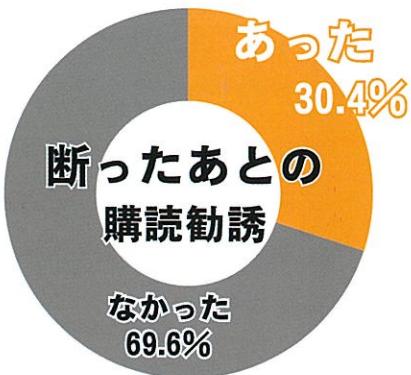
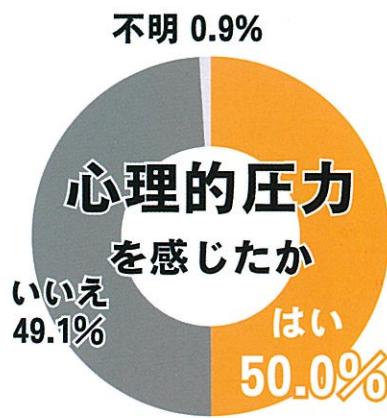
柏市長 太田和美

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧を感じた」割合等

図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職 228名 回答 175名（回答率 76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
結果：市議会議員等から勧誘を受けたと 93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧を感じた。圧力の内容は、（購読を断つたら）「今後の業務に支障が出るかもしれない」と感じた」が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を

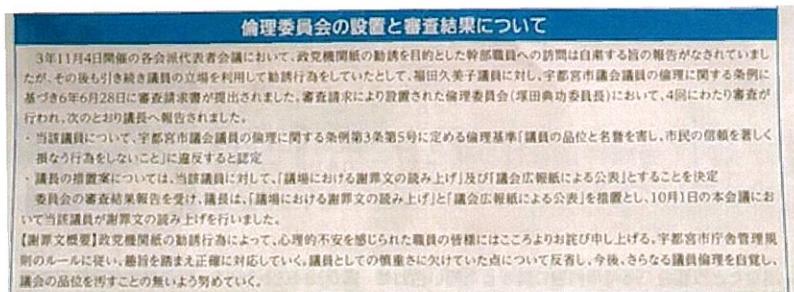


調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪



政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げる

の会員では、日本共産党を掲載するとして責任を負うと発行市議に受けた市議に会員で子謝報へ議議文（令和6年6月10月）

【自治体事例】横浜市と熊本市の行政対応

横浜市(神奈川県)

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないよう、引き続き周知していきます。

政党機関紙の営業・勧誘行為は
庁舎管理規則の禁止事項と明示

熊本市(熊本県)

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

・ 基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙（赤旗）の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」、「議員による政党機関紙（赤旗）の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
 - 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
 - 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

序 舎内での政党機関紙勧誘・配布・集金は、
舎管理規則により、許可申請が必須と確認。ま
た、議員による勧誘は、職員アンケートで、議
員から職員への勧誘活動はやめてほしいとの訴
えが複数あつたことから、議員による勧誘の申
請は許可しないことを確認。

政党機関紙パワハラ勧誘を懸念するメディア報道

共同通信令和4年12月5日

渋川市議職員への営業禁止 パワハラ対策で市会 県内12市で初

渋川市議会は、議員の立場を利用した市職員への営業行為をすべて禁止すると発表した。金銭の支払いを伴う勧誘が該当する。政党機関紙の勧誘・配布が行われているようだとの指摘をうけ、アンケートを実施した。

地方議員による政党機関紙購読勧誘への主な対応	<p>県議による口利き事件をきっかけに購読勧誘問題が浮上。県議会で「行為規範」作りが進んでいる</p> <p>過去に勧誘を受けた管理職の約7割が「心理的圧力を感じた」とアンケートに回答。市長が議長に配慮を求める、議長が「職員の自由意思を尊重する」とする文書を提出</p> <p>2019年に課長補佐以上にアンケートを実施し、約8割が「心理的圧力を感じた」と回答。16～20年、配慮を求める市長名の文書を毎年、議長に提出</p> <p>県として全職員に確認しておらず、共同通信のアンケートに答えられない</p> <p>職員からの相談や意見を複数確認</p> <p>17年のアンケートで職員12人が「勧誘をやめるよう組織として対応してほしい」などと要望。18年、庁舎内での議員による勧誘を許可しない通知</p>
-------------------------------	---

*共同通信のアンケート、取材による

地方議員が自治体の職員に政党機関紙の購読を半ば強要する行為が全国で問題になっていると報道。「断れる雰囲気ではない」「みんな心の中ではやめたいと思っているはずだ」職員の声を掲載。主要自治体にアンケート実施。

■1都3県「しんぶん赤旗」公費購読 埼玉が最多51部で都庁上回る
政治的中立性で疑問も（令和7年7月28日）

■千葉・四街道市の幹部職員、庁舎で政党機関紙「現職市議から勧誘」4割、「圧力感じた」も（令和7年3月11日）

■千葉・銚子市議会、政党機関紙勧誘「禁止」で市当局に対応求める 8月18日期限（令和7年2月3日）

■政党機関紙の勧誘「受けた」6割が「圧力感じた」 議会に対応検討依頼 千葉・大綱白里（令和6年12月15日）

- 府庁内で政党機関紙の購読勧誘制止を千葉の複数の市町議会で陳情採択（令和6年10月7日）
- 議員が市役所内で政党機関紙の勧誘しないよう求める陳情を採択

■他、HANADA、WiLL、政経東北等の月刊誌などでも問題点や職員の声が掲載されている

府舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情・請願・決議を採択した議会（85自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市		■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大綱白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町			岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市	千葉県			
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 鴻上郡 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村		■ 港区 ※請願 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市	愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	東京都		滋賀県	■ 湖南市 ※議会決議
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塙原村			大阪府	■ 大阪狭山市
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町		■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	兵庫県	■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町			岡山県	■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町	神奈川県		熊本県	■ 荒尾市
				鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市

陳情等が採択された85議会のうち、近年3年間で採択されたのが79議会にのぼります。令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点から、府舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられます。

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

事務局長 佐々木一也 電話番号 03-4446-9348

E-mail: contact@renrakukai.net URL:https://renrakukai.net/

※本資料PDFは右QRコードからダウンロード頂けます。

